



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 クラボウ(倉敷紡績株式会社)
代 表 者 取締役社長 井上 晶博
(コード番号 3106 東京・大阪各第 1 部)
問合せ先責任者 総務部長 本田 勝英
TEL 06-6266-5111 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 203 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に対応するためのガバナンス制度改革の一環として、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 203 回定時株主総会終了後の取締役会において執行役員制度導入を計画しております。これに伴い、現行定款の取締役員数、代表取締役に関する規定について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役として優秀な人材を確保するために、社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 27 条（取締役の責任免除）および第 33 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、第 27 条の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日

以 上

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役の数) 第19条 当会社の取締役は、<u>21</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。 <u>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長、取締役副社長および専務取締役は代表取締役でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第23条 () < 条文記載省略 ></p> <p>第25条 < 新 設 ></p> <p>第26条 () < 条文記載省略 ></p> <p>第30条</p>	<p>(取締役の数) 第19条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 < 現行どおり > < 削 除 ></p> <p>(役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名を定めることができる。</u></p> <p>第24条 () < 現行どおり ></p> <p>第26条 (取締役の責任免除) 第27条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第28条 () < 現行どおり ></p> <p>第32条</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第<u>31</u>条) < 条 文 記 載 省 略 > 第<u>34</u>条</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第<u>34</u>条) < 現 行 ど お り > 第<u>37</u>条</p>